特定家庭用機器再商品化法施行令及び基本方針の一部改正について

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行令の一部改正について

改正の趣旨

○家電リサイクル法施行令においては、品目ごとに、製造業者等が再商品化等(※)を実施すべき割合(再商品化等義務率)を定めている。(基準を満たしていない場合、両省から指導・勧告を行う。) (※)①自ら部品又は原材料として利用する行為 ②有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

〇昨年10月に中央環境審議会から意見具申がなされた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」において、「再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した水準となるよう、国は法定の水準を引上げるべき」とされたことを踏まえて、再商品化等義務率の引上げを行うもの。

品目	エアコン	ブラウン管 テレビ	液晶・プラズマ テレビ	冷蔵庫• 冷凍庫	洗濯機• 衣類乾燥機
現行の再商品化等義務率 (重量での割合)	70%	55%	50%	60%	65%
達成状況(平成25年度)	91%	79%	89%	80%	88%

・再商品化等義務率の計算方法:製品中の有償な素材(鉄・銅・アルミ・プラスチック等)の重量割合×回収効率(リサイクルプラントで実際どれだけ回収できるか)

プラスチックについては、近年の回収実績や売却実績を踏まえ、中・低品位なものについても有償なも のとして回収効率に織り込み試算

新·再商品化等義務率 80% 55%(※) 74% 70% 82%

(※)ブラウン管テレビについては、ファンネルガラスの輸出停止により、今後、国内で 逆有償の処理が行われるため、現行の再商品化等義務率に据え置く。

〇施行日:平成27年4月1日

基本方針の一部改正について

改正の趣旨

昨年10月に中央環境審議会から意見具申がなされた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」を踏まえ、新たに廃家電の回収率の目標を定めるとともに、高度なリサイクルの推進等に関する記述を追加したもの。

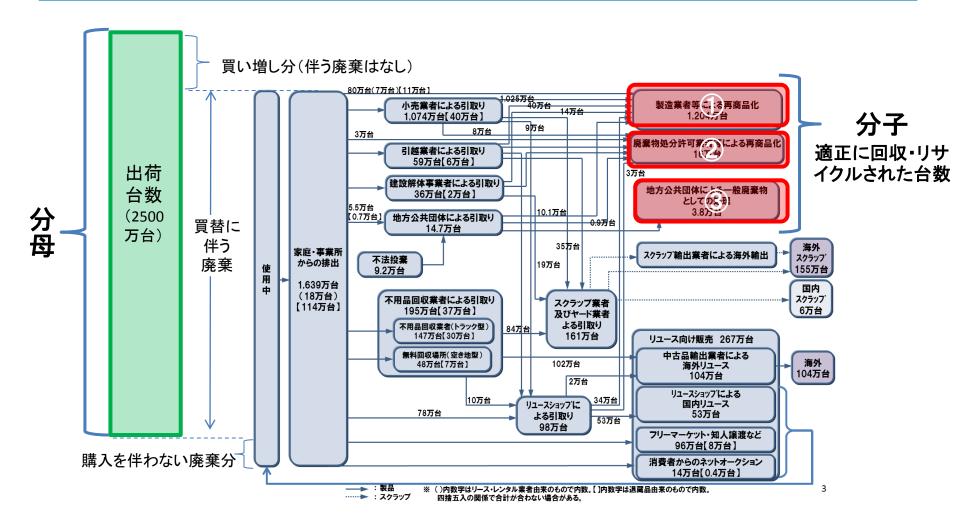
改正の概要

1. 回収率目標の設定

製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なリサイクルを推進することを目指すための目標として、使用済製品の再使用の促進を図りつつ、平成30年度に、当該年度における「再商品化された廃家電」の「家電4品目の出荷台数」に対する割合を56%以上とすることを規定

(参考)回収率の算定方法について

回収率 = 適正に回収・リサイクルされた台数 出荷台数



(参考)目標水準の設定の考え方について

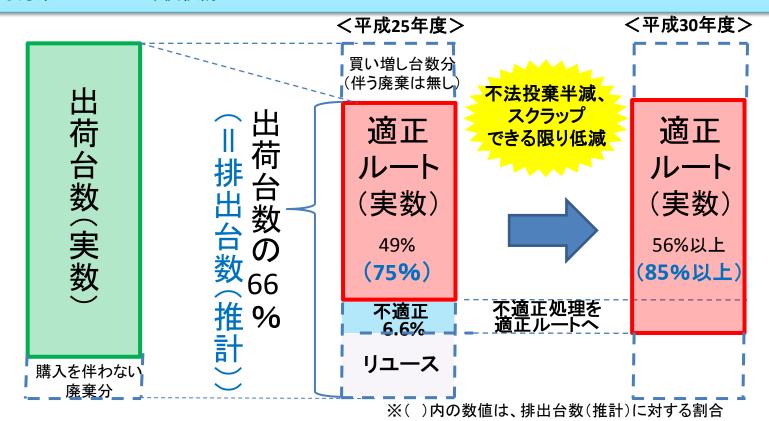
平成25年度の回収率は約49%(1223.8万台/2500万台)である。ここから

- ①不法投棄の割合を半減 (現状0.4%(9.2万台/2500万台) ⇒ 0.2%)
- ②国内で不法に処理された廃家電由来のスクラップの割合をできる限り低減(※)

(現状6.4%(161万台/2500万台)⇒0%程度)

を達成し、①②が全て適正に回収・リサイクルされるとすると、回収率は約7%向上することから、目標水準は56%とする。 排出台数ベースに置き換えると、現状の75%を85%以上とすることを目指すこととなる。

※目標達成に向けては、排出から水際に至るまでの廃家電の不適正な取扱いルート全体への対策が必要であり、具体 的な方策については今後検討



基本方針の一部改正について(続き)

改正の概要

2. 高度なリサイクルの推進

製造業者等によるリサイクルについて、その「質」を高めていく観点から、金属や素材の 一層の分別回収や水平リサイクルを促進すること等を規定。

3. その他

家電リサイクル法の施行に関して、今後の基本的な対応方針として位置付けることが適当と考えられる以下の点について規定。

- ・ 国による小売業者の引渡義務違反等への監督の徹底
- 国によるリサイクル料金の内訳の公表
- 各主体の連携による、消費者等への効果的な普及啓発の実施
- 特定家庭用機器に係る使用済製品の輸出に際しての水際対策の強化

〇平成27年3月30日公表